

受給には手続きが必要です

令和7年
3月31日まで

物価高騰生活支援給付金(住民税非課税世帯分)

(3万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰生活支援給付金 (1世帯あたり3万円) は、住民税非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3** 万円

給付金の支給時期

志摩市が確認書(または申請書)を受理した日から1ヶ月程度が目安です。
※書類に不備がない場合

※オンライン申請をしていただくと郵送に比べて受付から支給までの期間が短縮されます。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いづれかにあてはまる世帯)

志摩市から

確認書が届いた方はコチラ



世帯全員が令和6年度の
「住民税均等割が非課税」の世帯

※住民税が課されている方の扶養親族のみの
世帯を除く

令和6年12月14日以降に
支給対象となった世帯や
DV等避難者等特別な配慮を
要する場合など

手続きや要件の詳細は
裏面 **I** をご確認ください。

手続きや要件の詳細は
裏面 **II** をご確認ください。



物価高騰生活支援給付金の
「振り込め詐欺」や**「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税（均等割）が非課税の世帯

令和6年12月13日時点で支給対象となる世帯

- 対象となる世帯には、志摩市から、
給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、事務局に返信してください。

【注意事項】

令和7年3月31日（月）（当日消印有効）までに確認書を返信
してください。（返信がない場合は、本給付金を受けることができません。）

確認書が届いた方



II 令和6年12月14日以降に支給対象となった世帯や DV等避難者等特別な配慮をする場合など

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請期限：令和7年3月31日（月）
- 申請方法：物価高騰生活支援給付金申請書に記入し必要書類を添付して提出いただくか、記載の二次元コードからオンライン申請してください。



こども加算について

- 本給付金の対象世帯の中に18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童
が含まれている場合、当該児童1人につき2万円の給付を追加で受けられます。
- こども加算用の確認書を提出することで申請できます。
- こども加算用の確認書は対象世帯に同封されています。



提出書類の書き方の説明動画は
こちらの二次元コードから視聴でき
ます。



オンラインでの申請は
こちらの二次元コードから申請でき
ます。

お問い合わせ

志摩市物価高騰生活支援給付金事務局

電話番号 0120-105-295 (志摩市総合フリーダイヤル)
受付時間 8:30~20:00 (土日、祝日を含む)

※本事業は志摩市の委託事業です。



詳しい
上記QR
コード

詳しくは、上記二次元コードより
志摩市ホームページもご覧ください。